

平成 30 年度 第 1 回横浜市障害者就労支援推進会議 次第

日 時 平成 30 年 7 月 31 日 (火) 14:00～16:30

場 所 松 村 ビ ル 別 館 6 0 3 会 議 室

《次 第》

- 1 開会、趣旨説明 14:00～14:05 (5分)
資料 1
- 2 委員紹介、委員長選出 14:05～14:15 (10分)
- 3 議事
 - (1) 報告
平成 30 年度 横浜市障害者就労支援事業について 14:15～14:20 (5分)
資料 2
 - (2) 議題・報告
障害者就労支援センターについて 14:20～15:20 (60分)
 - ・ 障害者就労支援センター事業運営ガイドラインの策定と今後の展開について
資料 3～5
 - ・ 障害者就労支援センターにおける自己点検及び有識者ヒアリングの実施について
資料 6～7
- 休憩 15:20～15:30 (10分)
- (3) 報告
 - ア 障害者共同受注・優先調達推進事業について 15:30～15:40 (10分)
 - ・ 横浜市障害者共同受注センターについて
資料 8
 - ・ 横浜市障害者優先調達について
資料 9
 - イ 障害者就労啓発事業について 15:40～16:05 (25分)
 - ・ 企業啓発事業について
資料 10～12
 - ・ 施設職員を対象とした就業体験研修について
資料 13～14
 - ・ 横浜市役所における障害者雇用事業について
資料 15～16
 - ・ 横浜市障害者就労支援ネットワーク「ハマジョブネットワーク」について
資料 17
- 4 その他意見交換 16:05～16:30 (25分)
- 5 閉会

次回開催予定

平成 31 年 2 月を予定 (詳細時期や場所については後日連絡)

平成 30 年度 横浜市障害者就労支援推進会議委員

(順不同・敬称略)

計 13 名

氏 名	所 属	分 野	昨年度からの留任
しんぼ さとこ 眞保 智子	法政大学 現代福祉学部教授	学識経験者	☆
いしかわ ゆうこ 石川 祐子	横浜市心身障害児者を守る会連盟	障害者団体	☆
ほりあい けんじろう 堀合 研二郎	Y P S 横浜ピアスタッフ協会	当事者	☆
ひろさわ かつのり 広沢 克紀	横浜北部就労支援センター センター長	就労支援	
ひらの どうき 平野 道器	ピアサポート株式会社 取締役副社長	就労支援	☆
いとう ようすけ 伊藤 洋介	社会福祉法人幸会 統括所長	就労支援	☆
なかたに まな 中谷 麻奈	横浜市都筑区基幹相談支援センター	福祉	☆
たなか くみこ 田中 久美子	横浜市港北区生活支援センター	福祉	
よこやま こうじ 横山 幸児	神奈川県立瀬谷養護学校大和東分教室	教育	
いいだ ひろしげ 飯田 博茂	横浜公共職業安定所 専門援助部門 主任就職促進指導官	労働	
ごとう かずま 後藤 和馬	医療法人社団自立会	医療	
おかの みきこ 岡野 美紀子	株式会社栄港建設 専務取締役	企業	☆
しもかぜ よしたろう 下風 能太郎	株式会社シティコミュニケーションズ 人事部課長	企業	☆

事務局

もとよし きわむ 本吉 究	横浜市健康福祉局障害福祉部長
さど みさこ 佐渡 美佐子	横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課長
なら あかね 奈良 茜	横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課就労支援係長

平成 30 年度 横浜市障害者就労支援推進会議について

1 趣旨

横浜市の障害者就労支援について、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能の向上を図る。

(横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱)

2 本会議の位置づけ

障害者基本法に基づき横浜市障害者施策推進協議会条例により設置された横浜市障害者施策推進協議会（附属機関）の下部組織

3 本会議の構成

- ・ 議題
- ・ 報告

4 委員の任期

委嘱日から当該年度末（平成 31 年 3 月 31 日）まで

5 スケジュール

開催時期	内 容
第 1 回 30 年 7 月 31 日 (火)	<ul style="list-style-type: none">・ 委員紹介、委員長選出・ 障害者就労支援センターについて・ 障害者共同受注・優先調達推進事業について・ 障害者就労啓発事業について・ その他意見交換
第 2 回 31 年 2 月 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者就労支援センターについて・ 障害者共同受注・優先調達推進事業について・ 障害者就労啓発事業について・ その他意見交換

23	障害者の 就労支援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 1 障害者就労支援センターの運営 2億9,937万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 2 障害者共同受注・優先調達推進 2,356万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 3 障害者の就労促進 1,793万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。
	本年度	3億4,086万円	
	前年度	3億4,500万円	
	差引	△414万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	867万円	
	市費	3億3,219万円	

横浜市障害者就労支援センターの実績(9か所)

1 相談・支援件数 ※未登録者も含む (件)

	合計
平成25年度	44,905
平成26年度	55,129
平成27年度	47,001
平成28年度	48,967
平成29年度	56,983

2 登録者数 ()は新規登録者数 (人)

	合計
平成25年度	4,062 (921)
平成26年度	4,311 (691)
平成27年度	4,439 (490)
平成28年度	4,316 (443)
平成29年度	4,722 (511)

(1) 求職支援者数 (人)

	合計
平成25年度	1,881
平成26年度	1,795
平成27年度	1,938
平成28年度	1,735
平成29年度	1,940

(2) 定着支援者数 (人)

	合計
平成25年度	2,181
平成26年度	2,516
平成27年度	2,501
平成28年度	2,581
平成29年度	2,782

3 新規就労者数 (人)

	合計
平成25年度	435
平成26年度	408
平成27年度	336
平成28年度	316
平成29年度	281

※「戸塚」は障害者就業・生活支援センターを併設。

※「精神」の対象は精神障害者のみ。

横浜市障害者就労支援センターあり方検討 30年度の取組について

横浜市障害者就労支援センターとは

- ・横浜市障害者就労支援センター(以下「就労支援センター」)は、平成3年度に横浜市が開始した補助事業で市内9か所。
- ・障害のある方を対象に、就労の相談、就職に向けた支援、就職後の定着支援、事業主に対する雇用の相談を行う。
- ・障害種別や手帳の有無を問わず(精神障害者就労支援センターを除く)、市内在住であればどの就労支援センターも利用できる。

あり方検討実施の背景

- ・障害者を雇用する企業の増加に伴う働く障害者数の増加(特に精神障害者の増加)
- ・法定雇用率の上昇による企業の障害者雇用への動機の高まり
- ・就労支援センターへの相談件数、支援対象者数(登録者数)の増加
- ・就労移行支援事業所の急激な増加(30年度から就労定着支援事業が開始)
- ・障害者雇用促進法の改正
 - 28年度 障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務(法的義務)
 - 30年度 法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることによる法定雇用率の引上げ(企業…2.0%→2.2%)

あり方検討の実施方法

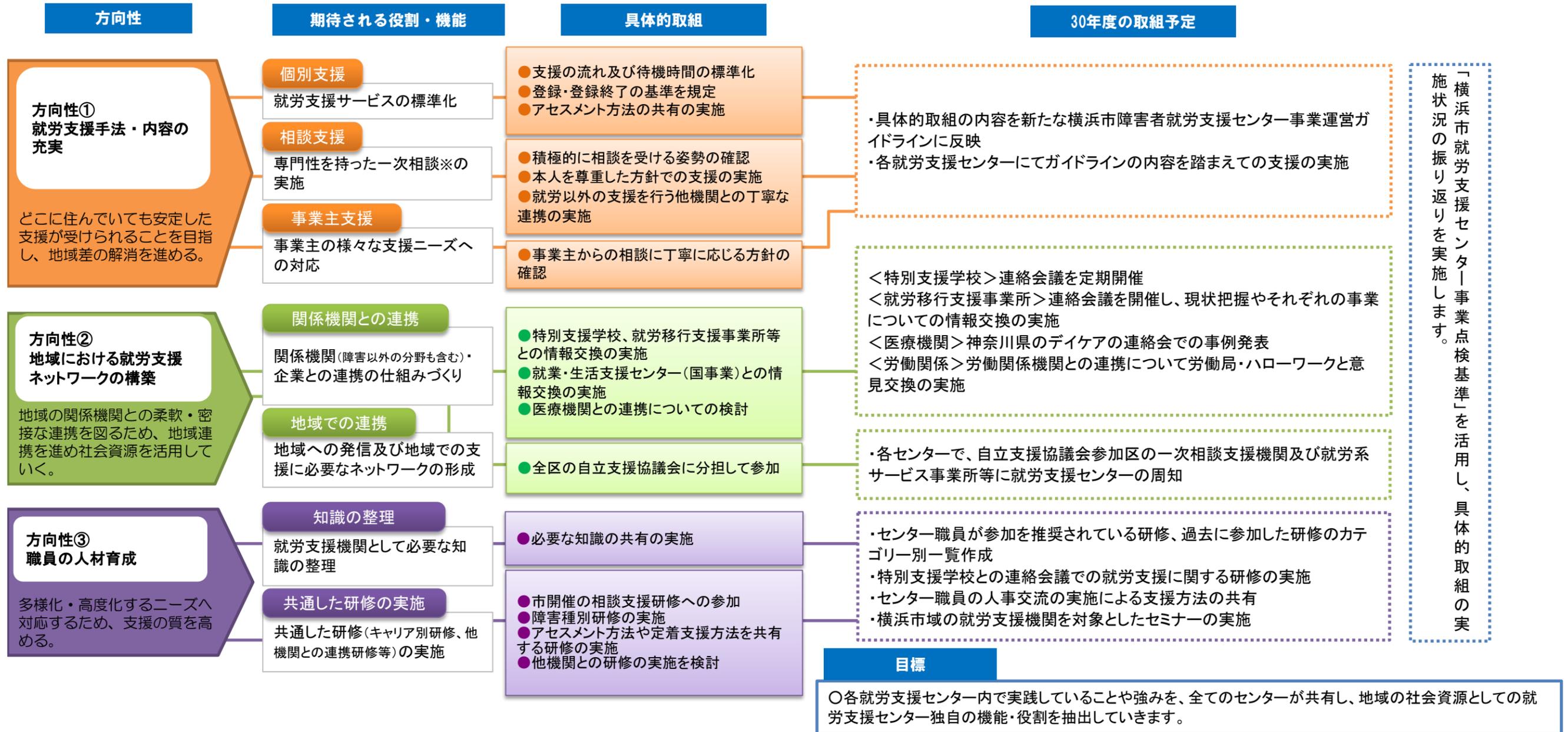
- ・27～29年度にかけ、就労支援センター連絡会での検討、関係機関★からの意見聴取り。
- ★…区福祉保健センター、法人型地域活動ホーム(基幹相談支援センター)、生活支援センター、自立生活アシスタント、後見的支援室

あり方検討の内容および30年度の取組予定

【障害者就労支援センターの役割】

就労支援センターは、地域の就労支援における中核的な役割を果たします
 ○一次相談(※)支援機関としてどんな相談も受け止めます。 ○例えば、就労移行支援事業所で困難なケースでも長期的に支援します。

※一次相談とは… 地域の相談支援専門機関としてどんな相談でも受け止め支援を考えること



横浜市障害者
就労支援センター事業
運営ガイドライン

横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン

目次

0	障害者就労支援センターについて	
	・ 目的（横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱 第1条）	0-1
	・ 利用について	0-1
	・ 基本姿勢	0-1
1	就労支援センターにおける支援について	
	・ 目的	1-1
	・ 基本的な就労支援の流れ （相談／登録／適性把握（アセスメント）／求職活動支援／就労／定着支援）	1-1～8
	・ 事業主支援	1-8
2	関係機関との連携について	
	・ 目的	2-1
	・ 連携を行う関係機関（例）	2-1
	・ 連携の分類	2-1
3	人材育成について	
	・ 目的	3-1
	・ 各センターでの人材育成	3-1
	・ 既存の研修への参加	3-1
	・ 共通した研修の実施	3-1
4	支援実績報告について	
	・ 支援実績報告書（横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱 第17条：第5号様式）	4-1～5
	・ 事業計画書（横浜市障害者就労支援センター補助金交付要綱 第5条：第2号様式）	4-5
	・ 事業報告書（横浜市障害者就労支援センター補助金交付要綱 第9条：第7号様式）	4-6
5	就労支援センターの運営体制について	
	・ 職員体制	5-1
	・ 施設及び設備	5-2
	・ 電話対応	5-2
	・ 帳簿等書類の整備	5-2
	・ 苦情解決体制	5-3

・	個人情報取り扱い	5-3
・	危機管理	5-4
・	労務管理・健康管理	5-4
6	点検評価について	
・	目的	6-1
・	自己点検	6-1
・	有識者ヒアリング	6-2
・	実施結果報告	6-2
7	各種事務手続について	
・	事業変更届（横浜市障害者就労支援センター事業実施要綱第10条：第3号様式）	7-1
・	補助金交付事務（横浜市障害者就労支援センター補助金交付要綱）	7-2～4
・	横浜市職場実習事業（横浜市職場実習事業実施要領）※四半期報告も含む	7-5～6
8	関係法令	
	（補助金関連参考法令）	
・	横浜市補助金等の交付に関する規則	8-1～7
・	社会福祉法 58 条	8-8
・	社会福祉法人助成条例	8-9

※この運営ガイドラインは、
平成 25 年 4 月発行
横浜市障害者就労支援センター事業運営マニュアルガイドラインの改訂版となります。

障害者就労支援センターにおける自己点検及び有識者ヒアリングの実施について

1 目的

就労支援センターの方向性を揃え、支援が一定水準に保たれること及び支援ノウハウ等の向上を図ることを目的に平成 25 年度より実施しています。

2 点検基準

「福祉サービスにおける第三者評価基準」、「相談支援事業における第三者評価基準」、「横浜市就労支援センター事業の独自の基準」を参考に基準を作成しています。また、横浜市就労支援センター運営ガイドラインに記載している内容を反映させています。

3 自己点検の実施

本市が定めた点検基準に基づき、各就労支援センターが自己点検を実施し、日々の支援内容や支援手法を見直す機会としています。

4 ヒアリングの実施

障害者就労支援センターに対して、有識者として横浜市障害者就労支援推進会議の委員に依頼してヒアリングを実施します。

<参考>平成 29 年度実施内容について

東部就労支援センター		南部就労支援センター	
実施日：1月23日（火）		実施日：1月26日（金）	
有識者	分野	有識者	分野
眞保委員長	学識経験者	堀合委員	当事者
石川委員	障害者団体	平野委員	就労支援
長瀬委員	教育	中谷委員	福祉
北部就労支援センター		西部就労支援センター	
実施日：2月27日（火）		実施日：1月31日（水）	
有識者	分野	有識者	分野
岡野委員	企業	下風委員	企業
吉宮委員	医療	望月委員	福祉
伊藤委員	就労支援	進藤委員	労働

5 点検及び評価結果について

自己点検及び有識者によるヒアリングの結果は、有識者によるヒアリング結果を参考に、障害企画課から各センターに結果を報告します。

（裏面あり）

6 30年度実施スケジュール

戸塚就労支援センター、中部就労支援センターの2センターにヒアリングを実施する予定です。

実施時期	内容	実施主体
7月～8月	障害企画課にて策定した点検基準に基づき、就労支援センターが自己点検を実施	就労支援センター
9月	第1回就労支援推進会議後に有識者を選出	障害企画課
10月	有識者に対して、就労支援センターの自己点検結果を送付	障害企画課
11月～1月	有識者とともに就労支援センターを訪問し、自己点検結果に基づきヒアリング等を実施	有識者
3月	評価結果を対象の就労支援センターに報告	障害企画課

横浜市障害者 就労支援センター事業 点検基準

センター名： _____

提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

点検の趣旨

この点検基準は、横浜市障害者就労支援センター事業運営ガイドラインに基づき、現在の障害者就労支援センターを採点し、善し悪しを判断するものではなく、市内の就労支援センター全体の方向性を揃え、就労支援ノウハウの底上げを図るなど、横浜市在住の障害のある方の満足度を上げることを目的としています。

この点検基準は、就労支援センターあり方検討（平成 27～29 年度）を踏まえて改正されましたが、就労支援の手法等は、絶対的な正解はなく、さまざまな角度から検証することが求められます。そのため、この点検基準は、運営ガイドラインとともに、今後も適宜、より良い基準の策定に向けて改正していきます。

点検結果については、日々の支援内容・手法を見直す機会として参考にさせていただきたいと思いますが、点検結果については真摯に受け止め、よりよい就労支援に向けた取り組みをお願いします。

点検の流れ

- 1 各センターは、本点検基準に基づいて、自己点検を行います。 [7～9月頃]
↓
- 2 各センターは、1にて実施した自己点検結果を障害企画課に提出します。 [8～9月頃]
↓
- 3 障害企画課は、有識者とともに各センターへ訪問し、自己点検結果を基にヒアリングを実施します。 ※該当センターのみ。 [10～11月頃]
(各センターは、自己点検結果を証する書類を用意しておいてください。)
↓
- 4 ヒアリング結果をもとに、障害企画課としての点検結果を、各センターへお伝えします。 [12～1月頃]
↓
- 5 各センターは、4の点検結果に基づいて、強みや弱みを把握するとともに、日々の支援や運営の参考としてください。 [2～3月頃]

《自己点検方法》

①点検領域0～7の各点検項目の判断基準に該当するものは左の欄に○を記入してください。該当しない場合には無記入としてください。

②該当しない箇所があった場合には「改善に向けた取組」欄に、今後の取組内容や該当しない理由などを記載してください。

③センター内の全支援員の意見を尊重してください。

目 次

点検領域0 就労支援センターの基本姿勢

点検項目	0-1 利用について
	0-2 支援の基本姿勢

点検領域1 就労支援センターにおける支援

点検項目	1-1 相談
	1-2 登録
	1-3 適性把握（アセスメント）
	1-4 求職活動支援
	1-5 就労
	1-6 定着支援
	1-7 事業主支援

点検領域2 関係機関との連携

点検項目	2-1 目的や視点に応じた連携の実施
------	--------------------

点検領域3 人材育成

点検項目	3-1 人材育成
------	----------

点検領域4 支援実績報告

点検項目	4-1 支援実績報告書
	4-2 事業計画書・事業報告書

点検領域5 就労支援センターの運営体制

点検項目	5-1 職員体制・業務
	5-2 施設及び設備
	5-3 電話対応
	5-4 帳簿等書類の整備
	5-5 苦情解決体制
	5-6 個人情報取り扱い
	5-7 危機管理
	5-8 労務管理・健康管理

点検領域6 自己点検

点検項目	6-1 点検方法
------	----------

点検領域7 各種事務手続き

点検項目	7-1 事業変更届
	7-2 補助金交付事務
	7-3 横浜市職場実習事業

横浜市障害者共同受注センターについて

1 事業所登録状況（平成 29 年度末時点）

- (1) 登録事業所数 283 か所
 (2) 内訳

事業所種別		登録数
地域活動支援センター作業所型		85
障害福祉サービス事業所	生活介護	77
	就労継続支援 A 型	13
	就労継続支援 B 型	107
	就労移行支援	16
	その他	1
中途障害者地域活動支援センター		10
合計		309

※複数種別に登録している事業所があるため、合計数不一致

2 受注調整状況（平成 29 年度末時点）

- (1) 調整状況 ※（ ）平成 28 年度実績

問合せ件数	受注件数	受注金額※	受注不可	制度説明 他制度紹介	調整中
371 (387)	221 (218)	38,562,000 円 (28,182,629 円)	59 (99)	83 (66)	14 (14)

※受注した作業には、継続依頼も含まれているので目安の金額となります。

受注不可の理由：多くが印刷の依頼で、仕様や金額、納期面の折り合いがつかず、調整ができなかった。

- (2) 問合せ件数の内訳及び受注依頼 ※（ ）平成 28 年度実績

	問合せ件数	受注件数	受注依頼
横浜市	223 (257)	143 (130)	清掃（公園・歩道のゴミ拾い）、資料等の封入作業、資料の修正作業、封筒・冊子・リーフレット等の印刷、アンケート入力、自主製品（工芸品・食品）の購入、イベントでの自主製品販売等（工芸品、食品）等
民間企業等	148 (130)	78 (88)	部品の検品・組立、梱包等軽作業、封入作業、テープ起こし、アンケート入力、自主製品（工芸品・食品）、お弁当の購入、お菓子ボックスの設置、イベントでの自主製品販売等（工芸品、食品）等
合計	371 (387)	221 (218)	

横浜市障害者優先調達推進について

平成 30 年度方針及び 29 年度実績報告について

(1) 趣旨

平成 25 年に施行された障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、国や地方公共団体等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定することになっています。

これに基づき、本市では 7 月 1 日に「平成 30 年度 横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定しました。

(2) 平成30年度の調達方針（要旨）

ア 区局等では、前年度の調達実績額を上回るよう努める。

イ 横浜市では、前年度の調達実績額（2 億 4,024 万 3,103 円）を上回るよう努める。

(3) 平成 29 年度の調達実績

総額 : 2 億 4,024 万 3,103 円 （目標：前年度実績 2 億 1,107 万 2,388 円以上）

（参考）

平成 28 年度 2 億 1,107 万 2,388 円（目標：2 億円以上）

障がい者雇用のための企業交流会

はじめの一步 2018

- ・法定雇用率が上がったけど、何から手をつけてよいか分からない。
- ・どうやって障がい者雇用を進めていけばよいのだろう。
- ・どこに相談したらよいのか分からない。
- ・他社の障がい者雇用の事例を直接聞いてみたい。
- ・障がい者にやってもらえる仕事が社内がない。



神奈川県では、主に中小企業を対象に
障がい者雇用のための企業交流会を
県内各地で開催します！

- ・先輩企業による体験談の紹介
- ・先輩企業を囲む質問会 など

障がい者雇用を考えるきっかけとして、ぜひご参加ください。

問合せ先

神奈川県 産業労働局 労働部 雇用対策課 電話:045-210-5871
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hz2/cnt/f6949/>

開催スケジュール

県内 6カ所で、障がい者雇用に関する企業交流会を開催します。

(いずれも午後を予定)

▶ 6月19日（火） 相模原・県央地域

会場：ユニコムプラザさがみはら

相模原市南区相模大野3-3-2 bono相模大野サウスモール 3階

終了しました

▶ 7月5日（木） 湘南東部・横須賀三浦地域

会場：県藤沢合同庁舎 5階大会議室

藤沢市鵠沼石上2-7-1

▶ 9月12日（水） 横浜地域①

会場：横浜市立大学 金沢八景キャンパス

横浜市金沢区瀬戸22-2

▶ 10月26日（金） 川崎地域

会場：川崎市総合福祉センター エポックなかはら

川崎市中原区上小田中6-22-5

▶ 12月上旬 湘南西部・県西地域（会場未定）

▶ 2019年2月 横浜地域②（会場未定）

各交流会の内容や参加申込みなど、詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hz2/hajimenoippo/h30.html>

各交流会の内容（想定）

- ・すでに障がい者雇用を進めている「先輩企業」による雇用事例の紹介
- ・先輩企業を囲む質問会
- ・自社内で障がい者の方ができそうな仕事を考えるグループワーク など

※ 各回とも各地域のハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と県が連携して実施します。

経済団体等への出前講座の実施状況について

1 概要

企業啓発事業の一環として、経済団体等に出向き、出前講座を実施しています。

2 実施状況

日程		団体名 【該当区】	形態／参加企業数	備考
28年度	4月13日	横浜マーチャングライジングセンター(MDC) 【金沢区】	社長会／30社程度	2社が特別支援学校から実習受入
	5月25日	(一社)金沢産業連絡協議会 【金沢区】	役員会／18社	
	3月8日	新横浜テクノヒルズ協同組合 【港北区】	理事会／8社	
29年度	7月12日	(一社)横浜北工業会 【港北・緑・青葉・都筑】	昼食会／8社	
	11月9日	横浜マリノス(株) 【港北区】	社員対象	
	1月22日	佐川急便(株) 【横浜全域】	営業所所長対象	
	3月23日	日本複合材料(株) 【磯子区】	社員対象	
30年度	5月16日	日本ケンタッキー・フライド・チキン(株) 【西区】	店長対象	
	予定	(一社)横浜北工業会 【港北・緑・青葉・都筑】	昼食会／10社程度	雇用企業による事例発表

障害者雇用好事例データベースについて

1. 掲載企業

89 社 (H30.7.31 時点)

2. 新規掲載企業

2 社 (H30.7.31 時点)

No.	事業所名	所在地	事業内容	雇用障害者種別・人数
1	株式会社 山王	港北区綱島東 5-8-8	電子部品の精密プレス加工および金型製作、貴金属表面処理加工	5 人 知的 2 人 精神 3 人
2	まいばすけっと 株式会社	神奈川区富家町 1-1	都市型小型食品スーパーの運営	56 人 知的 13 人 精神 43 人

【障害者雇用好事例データベース】

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/jirei.html>

～障害のある方への就労支援を充実～

障害福祉事業所職員を対象とした 障害者雇用企業での「就業体験研修」を実施します

横浜市では、障害のある方お一人おひとりが、個々の障害特性に合わせた「働きかた」の自己選択ができるよう、障害者の就労支援に取り組んでいます。

今回、障害者の就労支援に携わる障害福祉サービス事業所等（以下「障害福祉事業所」）の職員が、障害者雇用企業で「障害のある方の業務」を実際に体験する「就業体験研修」を実施します。

この研修は、障害者雇用に対する企業の考え方やニーズなど、企業からの視点を理解することにより、障害者の「働きたい」という思いを実現させるための知識や技術を障害福祉事業所の職員が習得することを目的としています。

就業体験研修は平成23年度から実施していますが、今年度は取組開始時から約2倍となる、多くの企業の皆様にご協力をいただき、研修内容も充実させて実施します。

就業体験研修の概要

1 実施内容

(1) 企業での体験研修

平成30年6月11日(月)～7月20日(金)

※期間内に各企業で1～2回の研修を行います。

(2) 全体振り返り会

平成30年7月23日(月)15時30分～17時00分(予定)

【会場】関内中央ビル 10階大会議室

(中区真砂町2-22)

2 受入企業

28社(別紙のとおり)

3 研修参加者

65名(障害者総合支援法に基づく障害福祉事業所の職員)

- ・就労移行支援事業所職員
- ・就労継続支援A・B型事業所職員 ほか

4 現地取材について

体験研修、振り返り会の現地取材につきましては、事前に下記担当までご相談ください。

(企業様への直接のご連絡はご遠慮いただきますよう、お願いします)。

※企業によっては、取材をお受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。

> 企業での体験研修の1日(イメージ)

- 担当者から事業、業務内容のガイダンス
- 実際の業務を体験
(障害のある社員の方からレクチャーを受けて、一緒に働くこともあります)
- 担当者や障害のある社員の方との意見交換



29年度研修の様子

佐川急便(株)

(左:社員 右:体験研修者)

グリーンビジネスオペレーション(株)



現地取材の
お申込み

健康福祉局障害企画課就労支援係 宛

Eメールアドレス kf-syuurou@city.yokohama.jp

TEL 045-671-3992 FAX 045-671-3566

就業体験研修を実施する効果

- 障害福祉事業所の職員が、障害者雇用を行っている様々な業態の企業現場を体験し、集中力や忍耐力、コミュニケーションなど、企業側が重視している点を改めて認識して事業所に持ち帰り、訓練やプログラムに反映。
- より実践的な支援内容にすることによって、障害のある方が一般就労に移行する可能性が広がる。
- 企業の皆様からは、「CSRにつながる取組となっている」などの評価

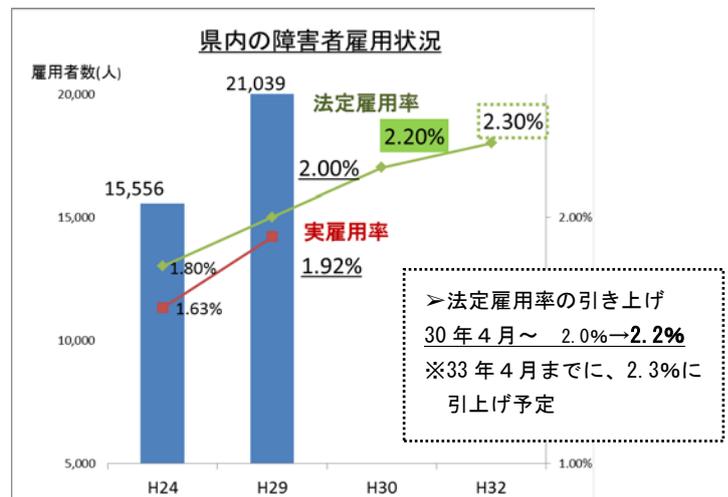
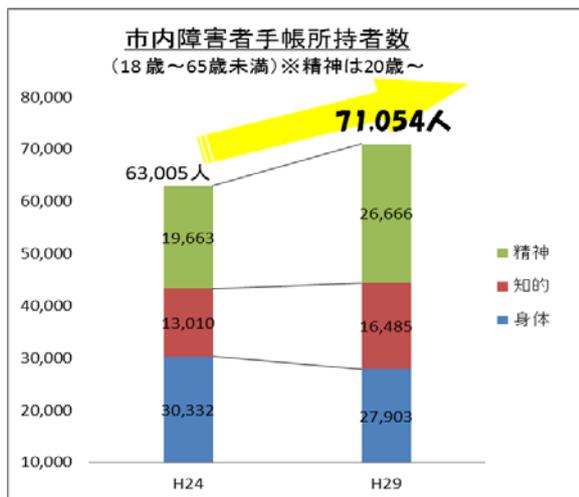
▶平成29年度 研修参加者（障害福祉事業所職員）アンケートから

- ・挨拶、お客様目線、^{ほうれんそう}報連相などの基本的なマナー、仕事を続けられる体力など、「企業が求める人材」の具体像を知ることができたので、日常の訓練やプログラムに取り入れていきたい。
- ・作業工程を細分化し、その人の障害特性に合った工程を担当するなど、企業現場での支援内容を知ることができ、利用者の方に企業での就労イメージを具体的に伝えることができる。

（参考①）障害者雇用の現状

「障害者雇用促進法」が改正され、平成30年4月から民間企業の法定雇用率は2.0%から2.2%に引き上げられています。また、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました。

県内の雇用状況は、雇用者数、雇用率ともに年々増加していますが、実雇用率は法定雇用率を下回っており、企業側への雇用促進の取組とあわせて、障害のある方の就労ニーズに対応しながら、「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することや、就労後も安心して働き続けられるような定着支援が重要になっています。



福祉的就労： 障害福祉事業所で就労すること
 一般就労： 民間企業等で雇用関係に基づき就労すること

お問合せ先

健康福祉局障害企画課長 佐渡 美佐子 Tel 045-671-3569

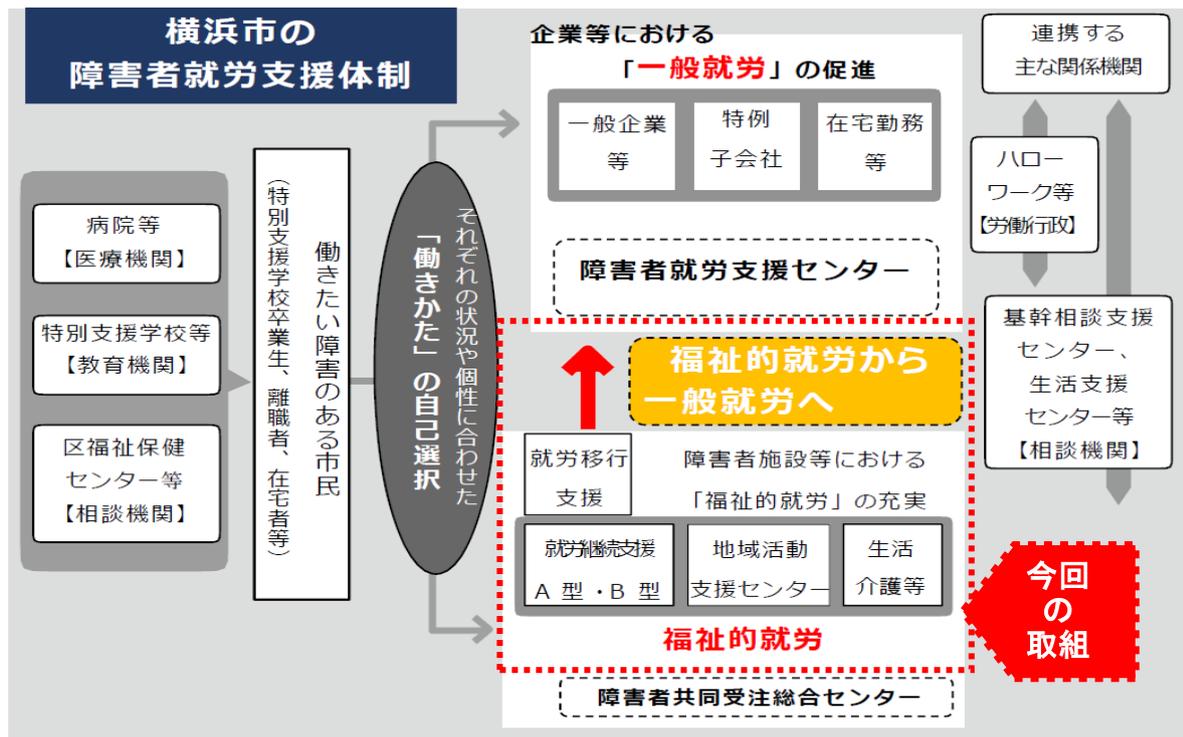
【受入企業一覧】※50音順

No.	企業名・事業所名	障害者が従事している業務内容	No.	企業名・事業所名	障害者が従事している業務内容
1	(株)AOKI 港北オフィス	軽作業	18	パーソルサンクス(株) よこはま夢工房	クッキー製造
2	ウエルシアオアシス(株) ハックドラッグ戸塚店	接客、品出し、掃除	19	(株)ぱどシップ	軽作業、メール業務
3	(株)エルアイ武田 湘南グループ	研究所内外の清掃、 作業服の洗濯	20	ファイザー(株) 横浜パッケージセンター	軽作業、発送業務
4	工藤建設(株) フローレスリンクス事業所	清掃	21	(株)ファンケルスマイル	化粧品サンプル結束 業務、ダイレクト メール発送 他
5	グリービジネスオペレー ションズ(株)	データ作成・入力業 務、総務・人事業務 のサポート業務 他	22	富士ソフト企画(株)	郵便仕分け、パソコ ン入力等
6	(株)コスメディアラボラ トリーズ	化粧品仕上げ作業	23	まいばすけっと(株)	店舗での品出し、陳 列
7	佐川急便(株) 横浜営業所	構内作業 (荷物仕分け等)	24	特別養護老人ホーム 横浜市浦舟ホーム	清掃、車椅子清掃、 ベッドメイキング
8	(株)山王	事務補助	25	特別養護老人ホーム 横浜市新橋ホーム	清掃、車椅子清掃、 ベッドメイキング
9	特別養護老人ホーム 新鶴見ホーム	清掃、車椅子清掃、 ベッドメイキング	26	横浜市立大学附属病院	事務補助、軽作業
10	(株)シンメイ	軽作業	27	横浜市立大学 金沢八景キャンパス	事務補助、清掃
11	(株)水晶院	発送関連業務	28	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	事務補助、軽作業
12	聖マリアンナ医科大学病院	ベッド清掃、ベッド メイキング、軽作業 等			
13	大東コーポレートサービス (株)	メールの仕分け、封 入・発送業務、デー タ入力			
14	(株)高島屋横浜店	各種軽作業			
15	(株)東急百貨店 たまプラーザ店	伝票記入、箱折り等			
16	日総びゅあ(株)	軽作業			
17	日通ハートフル(株)	事務補助			

(参考②) 横浜市の障害者就労支援体制

横浜市では、働きたい障害のある方の就労ニーズにあわせて、障害者施設等での「福祉的就労」の充実を図るとともに、市内9か所に設置している「障害者就労支援センター」等の相談機関をはじめ、教育、医療等の機関と連携し、「一般就労」促進の取組を進めています。

また、ハローワーク等の労働行政機関と連携し、企業交流会等の開催等、企業の雇用を促進する取組を進めています。



障害福祉事業所の説明

就労移行支援事業所

一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、本人の適正にあった職場探し、就職後の職場定着のための支援等を実施。

就労継続支援 A型事業所

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間実施。

就労継続支援 B型事業所

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を実施。

地域活動支援センター

在宅障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動を通して社会参加促進等を図る。

平成30年度 就業体験研修 実施結果について（報告）

1 就業体験について 【施設職員 64 名参加】

アンケート結果集計（主な意見）

- (1) 今回の就業体験はいかがでしたか（良かった 61 名、普通 2 名、物足りなかった 1 名）
- (2) 良かったと思う理由は何ですか。（一部抜粋）
 - ・障害のある社員から仕事を教えてもらい、一緒に働く貴重な経験ができた。
 - ・プロとしての働きを目の当たりにした。受け入れる側の万全の体制にも感心した。
 - ・実際に就労された方のお話を聞くことができ、就職後の気持ちの変化、企業の取り組みなど、今後に活かせる事を学んだ。利用者にもイメージをお伝えできると感じた。
- (3) 今後の就労支援に活かせることはどんなことですか。（一部抜粋）
 - ・一般企業で働くための基本的なルールを伝え、一般就労を目指す利用者の目標を掲示すること。
 - ・就労のイメージが具体的に見えるので、就労に向けた利用者の課題が明確になる。どういう仕事があり、どういう業務に利用者をマッチングさせるかイメージが湧く。
 - ・就業に必要なスキルを実感できた。スキルの前に何よりも本人の「働きたい」という気持ちが大切なので、そこへの働きかけも行っていきたい。
- (4) 貴施設で利用者の一般企業への就職を検討する際、課題とされることは何ですか。

[利用者側]

- ・生活リズムの確立、体調管理、就業意欲などのベース作り
- ・報告、連絡、相談などの自発的な訴え

[施設側]

- ・障害受容と自己理解を深めることへのサポート
- ・支援者のアセスメント力
- ・本人が希望する条件と企業が求める人材とのマッチング

2 振り返り会について【施設職員 59 名参加】

グループワークを通じて出た主な意見

- ・講義でも触れていたが、業務に必要なスキルより、働くための土台（働く姿勢、働きたいという気持ち、挨拶、体調管理など）がいかに大切か学んだ。
- ・支援者としてまずはご本人を知ることが大事である。
- ・企業で求められていることを利用者に向けて発信したい。
- ・マッチングの重要性をあらためて感じた。

3 事業効果を確認するアンケートの実施について

就業体験研修が実際の就労支援にどう活かされているのか、事業効果を確認するアンケートを行い、次年度の参考とします。※参加した施設職員を対象に、約半年後アンケートを実施する予定です。

横浜市役所における精神障害者の雇用について

		H25	H26	H27		H28	H29	H30	備考 主な変更点等
雇用条件	身分	非常勤職員 (アルバイト)	非常勤職員 (アルバイト)	非常勤職員 (アルバイト)		非常勤職員 (アルバイト)	非常勤職員 (アルバイト)	非常勤嘱託員	H30～人事課へ移管
	採用人数	1名	1名	1人目 1名 (12ヶ月)	2人目 1名 (6ヶ月)	1名	1名	2名	H25, 26 : 1名 H27 : 2名
	業務内容	事務補助及び庶務業務	事務補助及び庶務業務	1人目 ①事務補助及び庶務業務 ②2人目アルバイトへのサポーター	2人目 事務補助及び庶務業務	事務補助及び庶務業務	事務補助及び庶務業務	事務補助及び庶務業務	H27 : 1人目が2人目のサポーターを担う
	雇用期間	6か月 25年10月1日～ 26年3月31日	12か月 26年4月1日～ 27年3月31日	1人目 12か月 27年4月1日～ 28年3月31日	2人目 6か月 27年10月1日～ 28年3月31日	9か月 28年7月1日～ 29年3月31日	7か月 29年7月1日～ 30年1月31日	12か月 30年4月1日～ 31年3月31日 ※年度単位で4回までの更新の可能性があります。	
	勤務時間	週4日、 1日5時間 (週20時間)	週5日、 1日6時間 (週30時間)	週5日、 1日6時間 (週30時間)		週5日、 1日6時間 (週30時間)	週30時間	週30時間	H25→H26 : 勤務時間変更
	応募資格	精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている横浜市在住の人	精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている人 (居住要件なし)	精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている人 (居住要件なし)		精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている人 (居住要件なし)	精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている人 (居住要件なし)	精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている人 (居住要件なし)	H25→H26 : 居住条件撤廃
			1人目	2人目					
	就労支援センターからの推薦を受けた人	26年1月1日現在に就労支援機関に登録していること。かつ、雇用期間中の定着支援が受けられること。	27年1月1日現在に就労支援機関に登録していること。かつ、雇用期間中の定着支援が受けられること。	27年7月1日現在に就労支援機関に登録していること。かつ、雇用期間中の定着支援が受けられること。	28年4月1日現在に就労支援機関に登録していること。かつ、雇用期間中の定着支援が受けられること。	29年4月1日現在に就労支援機関に登録していること。かつ、雇用期間中の定着支援が受けられること。	昭和28年4月2日以降に出生した人	H25 : 就労支援センターからの推薦 H26 : 支援機関への登録	

平成 30 年度知的障害・精神障害のある人を対象とした 非常勤嘱託員採用選考を実施します！

1 募集の概要

(1) 身分

非常勤嘱託員

(2) 募集区分・採用予定人数・受験資格及び雇用期間

募集区分	採用予定人数	受験資格	雇用期間
知的障害	20 名程度	・療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている人 又は申込時までに交付を申請し、平成 31 年 3 月までに交付を受けている人 ・昭和 29 年 4 月 2 日以降に出生した人	平成 31 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日 ※年度単位で 4 回までの 更新の可能性があります。
精神障害		・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 又は申込時までに交付を申請し、平成 31 年 3 月までに交付を受けている人 ・昭和 29 年 4 月 2 日以降に出生した人	

(3) 業務内容

パソコンによる各種情報入力、庁内メールの運搬・仕分け、コピー・ラベル作成・押印、封入封緘作業、郵便物の郵便局持込み、廃棄文書のシュレッダー、書類整理等の事務補助。

(4) 受付期間・選考の日時

受付期間	第一次選考	第二次選考
6 月 29 日（金）から 7 月 17 日（火）まで	7 月 21 日（土）	8 月 19 日（日）から 8 月 21 日（火）まで

※受験資格、選考内容等の詳細については、平成 30 年 6 月 21 日から配布する募集案内又は、人事課ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/jinji/>）で御確認ください。

2 申込方法

受付期間内に所定の申込書を、横浜市総務局人事課へ応募者本人が持参してください。（郵送不可）

3 募集案内・申込書の入手方法

平成 30 年 6 月 21 日（木）から、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー、横浜市内の障害者就労支援機関等で配布します。また、横浜市総務局人事課ホームページからダウンロードできます。

4 平成 29 年度実施結果

採用選考	申込者 (人)	受験者 (人)	第一次選考 合格者(人)	最終合格者 (人)	競争率 (倍)
知的障害のある人を対象とした非常勤嘱託員採用選考	41	40	30	13	3.1
精神障害のある人を対象とした非常勤嘱託員採用選考	20	20	6	2	10.0

お問合せ先

総務局人事課長 水野 圭一郎 Tel 045-671-2055

横浜市障害者就労支援ネットワーク (通称「ハマジョブネットワーク」)の開催状況について(報告)

1 ネットワークの概要

主に横浜市内の障害のある方の就労に関わる、福祉・教育・労働・医療機関、雇用企業、当事者団体などがネットワークを通じて交流することにより、支援者の孤立を防ぎ、動機を高め、学び合いによる支援の質の向上を目的として、コアメンバーを中心とした夜間勉強会を開催しています。

※本ネットワークの設置については、30年2月開催の横浜市障害者就労支援推進会議で報告。

参考(関連施策)

『第3期横浜市障害者プラン』取組5-1 就労「一般就労の促進と定着支援の充実」

➤支援者のスキルの向上 [事業：就労支援機関の人材育成]

➤障害福祉サービス事業所等との連携強化 [事業：地域における就労支援ネットワークの構築]

2 開催状況

	時期	会場(幹事)	テーマ
	平成29年10月 ～30年2月	横浜市障害企画課ほか	設立に向けた検討会議を開催(5回実施)
1	平成30年3月29日	シャロームの家 (就労継続支援B型)	ピアスタッフの視点から見た就労支援
2	平成30年4月19日	㈱シティコミュニケーションズ	雇用企業に求められること、または期待すること
3	平成30年5月23日	日野中央高等特別支援学校	一緒に社会を創り、歩む生徒たちへ ～ある特別支援学校の取組から考える～
4	平成30年6月12日	ダイア礒子 (就労移行支援+就労継続支援A型)	就労継続支援A型事業の役割と課題
5	平成30年7月24日	タキオン (就労移行支援+就労継続支援B型)	幸会における就労支援体制の歩み ～まだ見ぬ可能性に満ちた世界を信じて～

3 コアメンバー(敬称略)

分野	所属	役職	氏名	備考
福祉	横浜西部就労支援センター	センター長	山田 武志	元・横浜市就労支援推進会議委員
福祉	横浜東部就労支援センター	センター長	菅井 夏子	横浜市自立支援協議会委員
福祉	ピアサポート(株)	副社長	平野 道器	横浜市就労支援推進会議委員
福祉	(社福)幸会	統括所長	伊藤 洋介	横浜市就労支援推進会議委員
教育	日野中央高等特別支援学校	教務主任教諭	坂本 征之	元・横浜市就労支援推進会議委員
教育	日野中央高等特別支援学校	進路支援担当教諭	鍋田 厚	元・進路対策研究会委員長
当事者	YPS横浜ピアスタッフ協会		堀合 研二郎	横浜市就労支援推進会議委員
雇用企業	㈱シティコミュニケーションズ	人事部課長	下風 能太郎	横浜市就労支援推進会議委員
教育	横浜市盲特別支援学校	副校長	瀧田 美紀子	元・横浜市就労支援推進会議アドバイザー
行政	横浜市健康福祉局企画課	企画係長	江原 顕	
オブザーバー	横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係			